

白子町職員措置請求書

白子町長 林 和雄 氏に関する措置請求の要旨

第一 請求の要旨

1 請求の趣旨

(1) 白子町長 林 和雄 氏（以下、「町長」という。）は、町税である固定資産税（償却資産）の賦課徴収にあたり、農家の有する償却資産にかかる固定資産税を賦課すべきところ、その職務権限を適正に行使すれば、公金の賦課徴収をなしうるにもかかわらず、故意にそれをしていない（公金の賦課、徴収を怠る事実）。

(2) それにより白子町（以下、「町」という。）は、本来得られるべき税収を得られず、損害を被っている。

(3) よって、町長に対し、賦課決定権（地方税法第17条の5）を有する法定納期限翌日から起算して5年ないし7年を経過しない課税客体を有する納税義務者については、調査のうえ、賦課徴収するように是正させることを求める。

また、町は、賦課決定権を失った税収相当額について、その損害の賠償を町長へ請求するよう求める。

2 本件住民監査請求（以下、「本件請求」という。）の請求根拠（違法性ないし不当性）について

(1) 本件請求における具体的事実の指摘

白子町議会議員から、令和2年12月、白子町議会令和2年第4回定例会においてされた償却資産にかかる一般質問に対し、町長ないし町税務課長（以下、「町当局」という。）の答弁によれば、農業経営者の償却資産申告件数は3件のみとのことであった（甲1の7頁）。

かかる答弁によれば、3件を除いた農業経営者のほとんどが償却資産の申

告を行っておらず、本来町長がすべき固定資産税の賦課を怠っている事実は明らかである。

この点、住民監査請求においては、農業経営者のそのほとんど全てが申告をしていないことが明らかであっても、その請求に当たり具体的事実の指摘を要するとされている。したがって、3名以上の特定の人物を対象とした監査請求をしなければならない。

そこで、当方を含めた有志の住民が複数の住民に対し、償却資産課税について聞き取り調査を行ったところ、未申告である農業経営者が数多く散見された。そのうち、償却資産申告がされていない蓋然性があり、かつ公職、ないし公職にあった者を本件請求の対象者とする事とした。

本件請求によって、町長が職務権限を適正に行使すれば、公金の賦課徴収をなしうるにもかかわらず、故意にそれをしていないと主張する対象者を、以下の5名とした。

ア 白子町長

林 和雄 氏

イ 白子町議会議員

今関 勝巳 氏

大塚 和男 氏

大塚 和男 氏

ウ 白子町前副町長

大塚 和男 氏（親族名義を含む。）

（2）固定資産税賦課における町長の不作為について

ア 確定申告書作成の支援により申告義務者の償却資産のすべてを把握できていたこと。

町税務課では、毎年確定申告書作成の支援を行っており、特に個人の農業経営者の多くは、税務署ではなく町役場の税務課で申告書の作成を

行っている。

その際、申告書の作成支援において、税務課は、農業経営者の課税客体となるべき償却資産（減価償却資産）のすべてを、直接、そして詳細に把握している。

これは、他機関である税務署が保有する申告書を、税務署へ閲覧を請求し、課税客体を把握するといった煩雑な手続きを経ずとも、町が保有している資料により、直接償却資産の存在を把握できているものである。

町はかかる申告の受付により償却資産を、取得時期、取得価格等含め把握しているにも関わらず、かかる資産に対して何ら調査、課税を行っていない。

イ 補助金交付により償却資産を把握できていたこと。

町主要産業の一つである農業について、町では多くの補助金等を農業経営者へ交付している。

とりわけ、ガラスハウスの建設にかかる補助金の交付については、多額の補助金交付申請にあたり、町は補助金交付者の取得資産を、取得時期、取得価格等含め把握している。

これについても、かかる資産に対して何ら調査、課税を行っていない（甲１の３頁）。

ウ 明らかに不自然な償却資産申告受理件数にも関わらず、税務調査、及び職権による強制的な賦課を怠ってきたこと

（ア）町の農業経営者数について

農林水産省が実施した、２０２０年農林業センサス調査によれば、町の農業経営者数は、３８８事業者（うち個人３７６名、法人等：１２団体）である（甲２）。

（イ）農業経営者の申告率について

町議会議員から償却資産課税に関してなされた議会一般質問に対

し、町当局の回答によれば、農業者の償却資産の申告件数は法人を含め3名しかなく、その申告率はわずか0.8%にも満たない（甲1の7頁）。

（ウ）税務調査を実施していないこと

町長は、地方税法第353条（質問検査権）及び第408条（実地調査）に基づく調査や、第354条の2（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）に基づき、固定資産税賦課にかかる調査を行う権限があるが、400名弱ある農家のうち、申告者が3名のみという極めて不自然な申告者数にも関わらず、議会での町当局の答弁によれば、「自主申告を促しているところでありますし、今後もそういうふうにしていきたい。」（甲1の3頁）、「申告を促すように努力」（甲1の7頁）、「私は性善説を取っております」等と主張（甲1の8頁）している。

その主張によれば、「性善説」により「自主申告」のみの賦課しか実施せず、職権による賦課は今までも、そして今後行うつもりはないと答弁したと解せる。

（エ）課税客体、及び賦課遺漏を把握しながらそれを是正することなく従前のとおり賦課しないことを了としたこと。

議会議員から、農家の償却資産課税について「他の市町村から白子町はどういう形でやっていますかという問合せが数年前にありました。あった中で、町長に伺ったら、今まででよかんべやとこの一言ですつと経過してきたと」との一般質問に対し、町長は「私は決して、今までもよかんべなんていう言葉でやったつもりはありません。やはり各市町村いろんな形でやっておりますので、よそと同じような形であれば問題ないじゃないかということの記憶があります。」（甲1の6頁）と、他の市町村が賦課をしていないのであれば当町も賦課しないこ

とを了としたと解せる答弁をしていた。

他市町村による照会に対し、議会答弁によれば法に反してでも、課税しないことを「問題ないじゃないか」としたことは違法ないし不当性を自認したものである。

仮に、当時賦課していなかった事実が、故意ではなく、賦課遺漏だったとしても、他市町村から照会された時点で賦課すべき事実を認識していたことを議会での答弁上認めている。

しかしながら現在に至るまで、職権による賦課決定権を行使するに至っていない。

上記のとおり、町長の「問題ない」の一言により、賦課根拠となる資料を町が保有し、課税客体を把握しているにも関わらず、町は法令に基づかずに固定資産税（償却資産）を賦課徴収せず、自主的に申告した者のみに賦課を行っている（甲1の3頁）。

したがって、町における償却資産課税は、自主的に申告した者には課税がなされ、申告を怠る、または故意に申告をしない者に対しては、申告を促されるのみで、税務調査等による職権課税がなされていないのが現状である。

3. 総括

このように町長は、農家の固定資産税（償却資産）について、その課税客体（償却資産）を把握していながらも、「問題ない。」と黙認し、あえて償却資産の賦課を行っていない。

思うに、町長自身や、町長の支持母体に農業関係者が多くいることから、農家に対する課税については政治的目的をもって黙認しているものと思われる。

すなわち、町長は、職務権限を適正に行使すれば、固定資産税を賦課徴収なし得るにも関わらず、故意にそれをしないことは以上の点から明らかであ

る。

4. 結論

よって、請求人は、白子町監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、別紙事実証明書を添付し、請求の趣旨記載のと通りの厳正な措置を請求する。

第二 請求者

住 所 [REDACTED]

職 業 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

令和 3年 2月26日

白子町監査委員 様

【事実証明書】

- 1 甲第1号証 白子町議会令和2年第4回定例会会議録
(東海林町議会議員の一般質問部分)
- 2 甲第2号証 2020年農林業センサス農林業経営体調査結果の概要
(概数値)